

『消費税軽減税率制度』講習会



～消費税10%引き上げと同時に導入される軽減税率とその対策補助金について～

平成31年10月1日より「消費税軽減税率制度」が実施される予定です。

軽減税率制度は消費税10%への引上げに併せて実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については軽減税率（8%）が適用されます。

軽減税率（8%）の対象品目

- ①酒類・外食を除く飲食料品
- ②週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）



消費税軽減税率制度は すべての事業者に影響があります！

注意1：対象品目を取り扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率（10%）と軽減税率（8%）を売上及び仕入において区分して経理を行うこととなります。

注意2：取引先から新しい記載ルールに基づいた請求書等の発行を要求されることがあります。

注意3：免税事業者も軽減税率対象品目の売上がある事業者は「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

<h3>開催要領</h3> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>日 時 平成30年8月9日（木） 14:00～15:00</p> <p>会 場 大野城市商工会 3階大ホール</p> </div> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;"> <p>日 時 平成30年8月10日（金） 14:00～15:00</p> <p>会 場 筑紫野市商工会 3階ホール</p> </div> <p>受講料 無料（どなたでも参加いただけます）</p> <p>申込方法 下記申込書に記入の上、FAXか窓口で 7月31日（火）迄にお申し込み下さい</p>	<p>☆講習会スケジュール</p> <p>14:00～</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 軽減税率制度の概要について ➤ 軽減税率対策補助金について <p style="text-align: center;">筑紫税務署 個人課税第一部門</p> <p style="text-align: center;">国税調査官 浅間 蓉子氏</p> <p>14:45～ 質疑応答</p> <p>15:00 閉会</p> <p style="text-align: right;">※両日とも同じ内容です</p>
---	---

消費税軽減税率講習会 受講申込書（FAX：921-1029）

どちらか一方に○を付けてください	8月9日（木）	8月10日（金）
事務所名	電話番号	
受講者名	業種	

問い合わせ先：筑紫野市商工会 Tel：922-2361